

第 199回

日本司法支援センター審査委員会

議事録

第199回  
日本司法支援センター審査委員会  
議事次第

1 日時

令和7年7月11日（金）午後1時31分～午後3時58分

2 場所

中野坂上ハーモニータワー8階 日本司法支援センター本部 役員会議室

3 議題

法律事務取扱規程第15条に基づく、法律事務取扱規程の変更について  
契約弁護士等に対してとる措置について

午後 1 時31分開会

○高橋委員長 お暑いところですが、今日は少し涼しいんですが、御参集いただきまして、ありがとうございます。

第199回、次が200回ですね。

それで、検察庁の方から出ていただいています民野委員が異動になりましたので、辞任されております。後任の方は決まっているようですが、ちょっと今日は間に合わないということでございます。

それから、谷萩委員が今日は所用により御欠席、しかし、定足数は満たしておりますので、問題はございません。

では、配付資料の確認をお願いいたします。

○事務局 本日の審議予定は、法律事務取扱規程の変更 1 件と通常案件 3 件の計 4 件がございます。令和 7 年審第 2 号、資料 1、1-1、令和 7 年審第 3 号、資料 2、2-1、令和 7 年審第 4 号、資料 3、3-1、3-2、以上 3 件いずれも参考措置例を机上配付とさせていただきます。

また、追加送付させていただきました令和 7 年審第 10 号が資料 4 となっております。

資料は以上になります。よろしく申し上げます。

○高橋委員長 今日は通常の審査のほかに法律事務取扱規程の変更の件を最初にやらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、最初に法律事務取扱規程の変更という点で御説明をお願いいたします。

○水島室長 では、御説明させていただきます。

資料 4 の配付資料を御覧いただければと存じます。

今回は、法律事務取扱規程第 15 条に基づき、同規程の規定変更について審査委員会に付議しております。変更の理由は、法律事務取扱規程の新旧対照表にございます。細かい点でございますけれども、現行では、第 4 条に「センターは契約弁護士等による法律事務の取扱いの基準を次のとおり定める」とあり、その第 3 号には、「契約弁護士等は、法律事務を取り扱う事件に関する依頼者等（支援法第 30 条第 1 項第 2 号から第 5 号まで及び第 7 号並びに同条第 2 項、震災特例法第 3 条第 1 項各号並びに特定不法行為等被害者特例法第 3 条第 1 項各号に基づく業務にあつては依頼者を、支援法第 30 条第 1 項第 6 号に基づく業務にあつては被疑者、被告人若しくは審判に付された少年又は被害者参加人をいう。以下同じ。）の意思を尊重して職務を行うものとする。」とあります。その中で「第 7 号」との文言の後に「及び第 9 号」と挿入する

という変更案を検討している状況でございます。また、附則には、この規程の変更についての施行日を定める予定でございます。

こちらの法律事務取扱規程の変更に関しては、皆様も御存じのとおり、審査委員会の審議に付する必要がある、第15条において、「理事長は、この規程を変更する場合には、変更の内容及び理由を付して審査委員会の審議に付するものとする。」と定められています。そのため、今回、審査委員会の皆様に御審議をお願いしております。

では、第9号がどのような内容かということについて、幾つかの資料を配付させていただいております。

まず、総合法律支援法の一部を改正する法律公布という資料です。いわゆる犯罪被害者等支援弁護士制度を創設するに当たって新しく条項を設けたため、その影響が法律事務取扱規程にも及んでいます。改正の具体的な内容については、最後の資料から1ページ手前のこちらのカラーの資料、ポンチ絵をご確認ください。

こちらを少し御覧いただきますと、改正にはいくつかのポイントがありますが、特に2番には、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設という点が挙げられています。これは、一定の犯罪被害者等であって、必要な費用の支払により生活の維持が困難となるおそれがあるものを包括的かつ継続的に援助するため、刑事手続への適切な関与又は損害や苦痛の回復・軽減を図るために必要な法律相談や法律事務等を契約弁護士等が行うという制度です。これを創設するに当たっては、契約弁護士等との業務内容等を定めた法律事務取扱規程への盛り込みが必要であり、かつ、業務方法書等の変更なども必要になっている。したがって、今回、この審議が必要とされている、という状況でございます。

一旦説明としては以上とさせていただきます。

○高橋委員長 法律の改正を受けて事務取扱規程の改正でございますが、いかがでしょうか。

○平出委員 質問なんですけれども、一旦法律が適用されて、この基準、規程が変わるということは、現在はまだ契約弁護士はやっていないということですか。

○水島室長 まだでございます。これから業務方法書を取りまとめ、大臣認可といったプロセスがあり、更に規程も整えていった上で、全体としては来年の1月に実際に設られるような状態にしていこうと、こういう現状でございます。

○平出委員 そうすると、このポンチ絵で今後2年以内に関係規程の整備とありますけれども、これを正にやっていると、そういうことなんです。すぐには開始できないから規程を整備して来年の1月から始めますと、そういう話ですね。

○高橋委員長 やっぱりこれは署名・捺印が必要だそうです。

○水島室長 こちらの議決書の提出を頂かなければ大臣認可申請ができないと、こういったプロセスでございます。

(各委員、議決書に署名・押印)

○高橋委員長 それでは、案件の審査に入ります。

最初は令和7年審第2号、資料1の関係でございます。御説明をお願いいたします。

**【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第2号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】**

○高橋委員長 次の案件、令和7年審第3号、資料2の関係でございます。御説明をお願いいたします。

**【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第3号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】**

○高橋委員長 それでは、3件目、令和7年審第4号、資料3の関係です。御説明をお願いいたします。

**【契約弁護士等に対してとる措置について（令和7年審第4号）の審議部分については、審査委員会運営規程第5条第5項但書に基づき非公開とする。】**

○高橋委員長 それでは、次回の案内を。

○事務局 今後の予定について御案内いたします。

次回8月の審査委員会は、8月8日金曜日午後1時30分からを予定しております。審議いただく案件は、新件5件を予定しています。資料につきましては、準備ができ次第、招集通知と併せて郵送いたしますので、御確認ください。

以上です。

○高橋委員長 8月は予備日というような位置づけなんですけれども、今年は5件あるということで、これはもうしょうがないですね。暑い中恐縮ですが、8月8日。

それでは、今日は以上でございます。どうもお時間頂きまして、ありがとうございました。

午後3時58分閉会